**○厚生労働省告示第四百七十五号**

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

平成二十一年十一月十日　厚生労働大臣　長妻　昭

| 品種又は品目 | 名称 | 申請者 |
|---|---|---|
| とうもろこし | 除草剤グリホサート耐性トウモロコシＮＫ603系統と除草剤グルホシネート耐性トウモロコシＴ25系統を掛け合わせた品種 | 日本モンサント株式会社 |

**○農林水産省告示第千五百六十三号**

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十五第二項、第四項及び第五項、第百三十五条第五号、第百三十六条第六項並びに第百四十一条の六第五項の規定に基づき、平成十九年一月十六日農林水産省告示第四十号（畑作物基準共済掛金率等を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十二年産のばれいしょ、茶及び蚕繭に係る共済関係から適用するものとし、平成二十一年以前の年産のばれいしょ、茶及び蚕繭に係る共済関係については、なお従前の例による。

平成二十一年十一月十日　農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第千二百七号**

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十日　国土交通大臣　前原　誠司

附則第三項の表一の項中「一・七パーセント」を「一・六パーセント」に改め、同表三の項利率の欄を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一・六パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子） | 一・六パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子） |
| 無利子 | 一・七パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子） |

**附　則**

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十一年十月十五日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

**○国土交通省告示第千二百八号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月十日　国土交通大臣　前原　誠司

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

| 認定番号 | 特別評価方法認定をした方法の名称 | 性能表示事項 | 特別評価方法認定の申請者 | 申請者の住所 | 認定年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1076 | 物件名「（仮称）勝どき一丁目地区プロジェクト新築工事」に係る構造方法の重量床衝撃音対策等を評価する方法 | 8－1　重量床衝撃音対策 | 大成建設株式会社 | 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 | 平成21年10月29日 |

**○気象庁告示第九号**

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月十日　気象庁長官　櫻井　邦雄

| 型式証明番号 | 気象測器の種類及び型式 | 型式証明を受けた者の住所 | 型式証明を受けた者の氏名又は名称 | 型式証明をした日 |
|---|---|---|---|---|
| 第09512号 | 転倒ます型雨量計の感部No.O W－34－ＢＰ | 東京都立川市上砂町５丁目22番１号 | 株式会社大田計器製作所 | 平成21年10月21日 |

**○環境省告示第六十八号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の十四の規定に基づき、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月二十四日から適用する。

平成二十一年十一月十日　環境大臣　小沢　鋭仁

第二項中第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一　廃ポリ塩化ビフェニル等（令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。）（電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったものに限る。）

二　ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったものに限る。）

三　ポリ塩化ビフェニル処理物（令第二条の四第五号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。）（前二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものに限る。）

**○環境省告示第六十九号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の十六第一号及び第五号、第十二条の十二の十七第十一号、第十二条の十二の十八第四号並びに第十二条の十二の十九において読み替えて準用する同令第六条の二十四の七第一号及び第二号、第六条の二十四の八第三項第十一号及び第四項第三号、第六条の二十四の十、第六条の二十四の十一並びに第六条の二十四の十六第一項第四号の規定に基づき、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等を次のように定め、平成二十一年十一月二十四日から適用する。

平成二十一年十一月十日　環境大臣　小沢　鋭仁